

## 「緑区寄り添い型生活支援事業業務委託」受託候補者特定に係る実施要領

### (趣旨)

第1条 「緑区寄り添い型生活支援事業業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱（以下「要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

### (実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、評価委員会 評価基準（以下「評価基準」という。）及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

### (提案資格)

第3条 受託候補者は、次の各号すべてに該当する法人であることを要する。

- (1) プロポーザル参加意向申出書（以下「参加意向申出書」という。）提出の時点で、横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登録され、かつ、営業種目に「333 福祉サービス」又は「350 その他の委託等」の登録があること。ただし、登録されていない場合でも、参加意向申出書を提出した時点で申込み中であり、受託候補者を特定する期日までに登録の完了が見込まれることを条件として、提出できるものとする。
- (2) 参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までにおいて、横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月1日）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
- (3) 主たる事業所が横浜市内にあること。
- (4) 児童福祉や青少年自立支援・健全育成等について活動実績があること。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (7) 市税を滞納していないこと。
- (8) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続き中でないこと。
- (9) 暴力団または暴力団経営支配法人等でないこと。
- (10) 2年以内に労働基準監督署からは正勧告を受けていないこと、又はこれを受けた場合において必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。
- (11) 代表者若しくは役員が、以下の項目に該当しないこと。
  - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を今後受ける可能性がある者
- (12) その他、公序良俗に反する行為を行っていないこと。

### (提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式は提案書作成要領に定める。

- (1) 提案者の概要及び事業実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務の実施内容及び実施手法
- (4) 当該業務の実施体制
- (5) 当該業務の管理・運営体制

(評価)

第5条 プロポーザルの評価項目は、次に掲げる事項とする。

- (1) 提案者の事業実績
  - (2) 業務実施方針の妥当性・実現性等
  - (3) 業務実施内容と実施手法の妥当性・実現性等
  - (4) 業務実施体制の妥当性・実現性等
  - (5) 業務管理運営体制の妥当性・実現性等
- 2 評価委員会は、プロポーザルの評価にあたって、提案書に基づくヒアリングを行うものとする。
  - 3 評価委員は、提案書の内容及びヒアリング結果を踏まえ、評価基準に基づき採点を行う。評価委員会は、評価委員の採点の合計点（以下「合計点」という。）により提案者の中から一位の者を決定する。
  - 4 合計点が同点の提案者が存在する場合は、評価委員会は、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定する。評価委員の投票の票数が同数の場合には委員長の判断により決定する。
  - 5 評価委員会は、提案者が1者の場合でも、評価委員の採点による評価を行う。
  - 6 合計点が上限配点の6割に満たない提案者を一位の者と決定することはできないものとする。

(特定の効力)

第6条 要綱第17条第1項の規定により受託候補者として特定した者（以下「特定者」という。）の特定の効力は、特定者が当該業務を開始した年度から起算して5か年度（以下「特定期間」という。）とする。

- 2 緑区長は、前項の規定にかかわらず、特定者が当該業務の受託者として適当でないと認めるときは、選定の取消し又は運営の停止を命じることができる。
- 3 特定者が初年度の契約締結までの間又は特定期間における毎年度の契約締結時点において、指名停止を受けている場合には、選定の効力を取り消す。

(プロポーザル評価委員会)

第7条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
  - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
  - (3) 評価の集計及び報告
  - (4) ヒアリング
- 2 評価委員会には次の者を委員とし、委員長及び副委員長を置く。
    - (1) 緑区総務課長（委員長）
    - (2) 緑区福祉保健課長（副委員長）
    - (3) 緑区生活支援課長

- (4) 緑区こども家庭支援課長
- (5) 緑区小学校長会代表
- 3 委員長が事故等により欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 提案書の評価にあたり、実施したヒアリングに欠席した評価委員は、採点ができないものとする。
- 6 委員長は、評価結果を緑区入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。
- 7 評価委員会の総務は、緑区こども家庭支援課が行う。

（評価結果の審査）

第8条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

（その他）

第9条 この要領の運用において必要な事項は緑区長が定める。

附 則

この要領は、令和4年1月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月18日から施行する。